

条例案の概要

条例名	要 旨						
<p>1 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正等に伴い、二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容 (1) 埼玉県手数料条例の一部改正 ア 手数料の新設等 (例) 二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料 147,000円 イ 手数料の改定 (例) 危険物取扱者免状交付手数料</p> <table border="1" data-bbox="647 1021 1428 1128"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 埼玉県証紙条例の一部改正 証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日。ただし、2(1)イの一部は同年5月1日、2(3)の一部は公布の日</p>	現 行	改正後	2,800円	2,900円		
現 行	改正後						
2,800円	2,900円						
<p>2 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県立小児医療センター附属岩槻診療所の廃止等に伴い、職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 職員定数</p> <table border="1" data-bbox="647 1823 1428 1930"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院局職員</td> <td>2,401人</td> <td>2,392人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>		現 行	改正後	病院局職員	2,401人	2,392人
	現 行	改正後					
病院局職員	2,401人	2,392人					

条 例 名	要 旨
<p>3 埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 県民の利便性の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務の追加をするとともに、本人確認情報を利用することができる事務の追加等をするための改正</p> <p>2 内 容 (1) 埼玉県個人番号の利用に関する条例の一部改正 個人番号を県が独自に利用する事務の追加等</p> <p>(2) 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正 ア (1)の事務を本人確認情報を利用できる事務に追加 イ 規定の整備</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日。ただし、2(2)イは公布の日</p>
<p>4 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 公職選挙法の一部改正に伴い、埼玉県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関し必要な事項を定めるための改正</p> <p>2 内 容 (1) 作成単価の上限 7円51銭</p> <p>(2) 作成枚数の上限 公職選挙法第142条第1項第4号に定める枚数</p> <p>(3) 公費負担の限度額 (1)の作成単価に(2)の作成枚数を乗じて得た金額</p> <p>3 施行期日等 平成31年3月1日から施行し、施行の日以後その期日を告示される埼玉県議会議員の選挙から適用</p>

条 例 名	要 旨
<p>5 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、フィルタリング有効化措置の実効性を高めるための規定の追加等をするための改正</p> <p>2 内 容 (1) 青少年が使用するスマートフォン等へのフィルタリング有効化措置を保護者が希望しない場合、保護者に対し書面等の提出義務及び携帯電話インターネット事業者等に対しその書面等の保存義務を追加 (2) 保護者の同伴がなく、行動が不審な青少年の宿泊があった場合、警察官へ届け出るよう努めるべき事業者について、住宅宿泊事業者等を追加 (3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日。ただし、2(2)は同年6月15日、2(3)の一部は公布の日</p>
<p>6 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの運営に関する基準を改定するとともに、規定の整備を行うための改正</p> <p>2 内 容 (1) 特別養護老人ホームに関する基準の追加 (例) 入所者の病状に急変が生じた場合のため、あらかじめ医師との連携方法を運営規程に定めること (2) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>

条 例 名	要 旨
<p>7 介護保険法施行条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 介護保険法等の一部改正に伴い、介護医療院の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定めるとともに、規定の整備を行うための改正</p> <p>2 内 容 (1) 介護医療院に関する基準の追加 (例) 定員4人以下で1人当たり8.0㎡以上の療養室を有すること</p> <p>(2) 共生型居宅サービスに関する基準の追加 (例) 通所介護における人員基準については、障害福祉サービス事業所等の基準を満たしていること</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日。ただし、2(3)の一部は同年10月1日</p>
<p>8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、自立生活援助等に係る指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるとともに、規定の整備を行うための改正</p> <p>2 内 容 (1) 自立生活援助等に係る指定障害福祉サービスの事業に関する基準の追加 (例) 地域生活支援員を指定自立生活援助事業所ごとに1人以上置くこと</p> <p>(2) 共生型障害福祉サービスの事業に関する基準の追加 (例) 共生型短期入所に係る1人当たりの居室の面積は、10.65㎡以上であること</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>

条 例 名	要 旨
<p>9 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 児童福祉法等の一部改正に伴い、居宅訪問型児童発達支援等に係る指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるとともに、規定の整備を行うための改正</p> <p>2 内 容 (1) 居宅訪問型児童発達支援の事業に関する基準の追加 (例) 訪問支援員は実務経験3年以上の理学療法士等であること</p> <p>(2) 共生型障害児通所支援の事業に関する基準の追加 (例) 食堂及び機能訓練室は3㎡に利用者数を乗じて得た面積以上であること</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>
<p>10 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例を廃止する条例</p>	<p>1 趣 旨・内 容 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県国民健康保険財政調整交付金を廃止</p> <p>2 施行期日 平成30年4月1日</p>
<p>11 埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、埼玉県国民健康保険財政安定化基金の拠出金及び基金事業交付金の交付要件等について定めるための改正</p> <p>2 内 容 (1) 拠出金の徴収に関する規定の追加</p> <p>(2) 基金事業交付金の交付要件に関する規定の追加</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>

条 例 名	要 旨				
<p>12 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 がん登録等の推進に関する法律の施行に伴い、執行機関の附属機関を設置するための改正</p> <p>2 内 容 知事の附属機関の追加</p> <table border="1" data-bbox="647 519 1430 689"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 519 951 568">名 称</th> <th data-bbox="951 519 1430 568">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="647 568 951 689">埼玉県がん登録審議会</td> <td data-bbox="951 568 1430 689">知事の諮問に応じ、がん登録により得られた情報の利用、提供又は匿名化に関する事項等について調査審議する</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>	名 称	職 務	埼玉県がん登録審議会	知事の諮問に応じ、がん登録により得られた情報の利用、提供又は匿名化に関する事項等について調査審議する
名 称	職 務				
埼玉県がん登録審議会	知事の諮問に応じ、がん登録により得られた情報の利用、提供又は匿名化に関する事項等について調査審議する				
<p>13 埼玉県秩父高原牧場条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 農業災害補償法の一部改正に伴い、乳牛の育成を委託する者が付すべき家畜共済を変更するための改正</p> <p>2 内 容 乳牛の育成を委託する者が付すべき家畜共済の変更</p> <table border="1" data-bbox="647 1128 1430 1294"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 1128 1037 1178">現 行</th> <th data-bbox="1037 1128 1430 1178">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="647 1178 1037 1294">家畜共済 (死亡廃用共済及び疾病傷害共済)</td> <td data-bbox="1037 1178 1430 1294">家畜共済 (疾病傷害共済に限る)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>	現 行	改正後	家畜共済 (死亡廃用共済及び疾病傷害共済)	家畜共済 (疾病傷害共済に限る)
現 行	改正後				
家畜共済 (死亡廃用共済及び疾病傷害共済)	家畜共済 (疾病傷害共済に限る)				
<p>14 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 都市公園法等の一部改正に伴い、県が設置する公園施設の設置基準等を定めるための改正</p> <p>2 内 容 (1) 公園施設の設置基準に関する特例の追加 (2) 運動施設に関する制限の新設 (3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日。ただし、2(3)は公布の日</p>				

条 例 名	要 旨															
15 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	<p>1 趣 旨 建築基準法の一部改正に伴い、日影による建築物の高さの制限に係る対象区域に田園住居地域を追加するための改正</p> <p>2 内 容 建築物をつくることによる周辺の日照条件の悪化を防ぐため、高さの制限をする対象区域に田園住居地域を追加</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>															
16 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	<p>1 趣 旨 高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 学校職員の定数</p> <table border="1" data-bbox="644 1088 1423 1413"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立高等学校及び市町村立高等学校(定時制の課程)</td> <td>9, 6 7 0人</td> <td>9, 6 5 0人</td> </tr> <tr> <td>県立及び市町村立の特別支援学校</td> <td>4, 4 4 1人</td> <td>4, 5 3 3人</td> </tr> <tr> <td>県立及び市町村立の中学校</td> <td>1 0, 2 3 0人</td> <td>1 0, 1 2 9人</td> </tr> <tr> <td>市町村立小学校</td> <td>1 7, 4 1 1人</td> <td>1 7, 4 1 4人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>		現 行	改正後	県立高等学校及び市町村立高等学校(定時制の課程)	9, 6 7 0人	9, 6 5 0人	県立及び市町村立の特別支援学校	4, 4 4 1人	4, 5 3 3人	県立及び市町村立の中学校	1 0, 2 3 0人	1 0, 1 2 9人	市町村立小学校	1 7, 4 1 1人	1 7, 4 1 4人
	現 行	改正後														
県立高等学校及び市町村立高等学校(定時制の課程)	9, 6 7 0人	9, 6 5 0人														
県立及び市町村立の特別支援学校	4, 4 4 1人	4, 5 3 3人														
県立及び市町村立の中学校	1 0, 2 3 0人	1 0, 1 2 9人														
市町村立小学校	1 7, 4 1 1人	1 7, 4 1 4人														
17 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	<p>1 趣 旨 都市計画法の一部改正を踏まえ、風俗営業を禁止等する地域に田園住居地域を追加するための改正</p> <p>2 内 容 風俗営業が禁止等される第一種地域に田園住居地域を追加</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>															

条 例 名	要 旨								
<p>18 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 道路交通法施行令等の一部改正に伴い、運転免許試験手数料等の額の改定等をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 道路交通法施行令等の一部改正に伴う手数料の改定等 (例) 普通自動車運転免許に係る運転免許試験手数料（指定自動車教習所を卒業した者等以外の者）</p> <table border="1" data-bbox="660 674 1422 772"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2, 2 0 0 円</td> <td>2, 5 5 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の改定 (例) 火薬類運搬証明書交付手数料</p> <table border="1" data-bbox="660 965 1422 1064"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2, 4 0 0 円</td> <td>2, 1 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>	現 行	改正後	2, 2 0 0 円	2, 5 5 0 円	現 行	改正後	2, 4 0 0 円	2, 1 0 0 円
現 行	改正後								
2, 2 0 0 円	2, 5 5 0 円								
現 行	改正後								
2, 4 0 0 円	2, 1 0 0 円								